

議案第四三号

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例について

三朝町長等給与条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十五年八月二十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例

三朝町長等給与条例（昭和二十八年三朝町条例第一八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「三等運賃」とあるを「二等運賃」に「二等運賃」とあるを

「一等運賃」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十五年七月一日から適用する。

昭和三十五年八月二十一日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

